

タムス市川リハビリテーション病院  
訪問リハビリテーション  
利用契約書

医療法人社団 城東桐和会

タムス市川リハビリテーション病院  
訪問リハビリテーション  
利用契約書

\_\_\_\_\_（以下「利用者」という）と医療法人社団城東桐和会が運営するタムス市川リハビリテーション病院 訪問リハビリテーション（以下「当事業所」という）とは、事業所が運営する訪問リハビリテーション事業及び介護予防訪問リハビリテーション事業のリハビリテーションサービスに関して次のとおり契約を結びます。

（契約の目的）

- 第1条 利用者に対し、関係法令の趣旨に従い可能な限り居宅においてその有する能力や状態に応じ、自立した生活を営むことができるように主治医の指示により訪問リハビリテーションを提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。
- 2 当事業所は、リハビリテーションサービスの提供に当たっては、利用者の要支援状態区分又は要介護状態区分、利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従ってサービスを提供します。
- 3 当事業所は、利用者の心身の状態、主治医の意見、事業所の医師の指示内容、生活環境や住環境等に応じたリハビリテーション計画を策定し、設定した目標を達成できるようサービス提供します。

（運営規程の概要）

- 第2条 当事業所の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、リハビリテーションサービス内容等）、従業者の勤務体制等は、事業所が定める重要事項説明書に記載したとおりです。

（費用）

- 第3条 利用者及び代理人は、連帯して当事業所に対し、本契約に基づく訪問リハビリテーションの対価として、料金表に記載した利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当事業所は、経済状態等に変動があった場合、上記料金を変更することがあります。
- 2 当事業所は、利用者及び代理人に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月8日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び代理人は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額を20日までに支払うものとします。支払い方法は銀行引落を基本とし、引落手続き期間中は口座振込とします。
- 3 当事業所は、利用者または代理人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は代理人に対して領収書を交付します。
- 4 訪問リハビリを提供するに当たり当事業所医師による診察が必要となります。未受診の場合は全額自己負担とさせていただきます。
- 当院外来受診が実施できない場合に関しては、かかりつけ医からの診療情報提供書をご用意いただきます。当事業所医師が内容を確認、訪問リハビリの指示を出し訪問リハビリを提供します。

(契約期間)

第4条 本契約は、(西暦) 年 月 日から当事業所の医師による終了指示があった場合又は利用者からのサービス終了の申し出があった日までとします。

- 2 前項の終了の申し出がない場合や、当事業所の医師より終了指示がない場合は、利用者の要介護認定の有効期間終了までとします。
- 3 前項の期間満了日の7日以上前に利用者から更新拒絶の申し出がない場合、当事業所は、利用者に対し、契約更新の意思を確認し自動更新されるものとします。
- 4 契約期間中に、法令改正や運営体制の変更により、契約書及び重要事項説明等に変更が生じた場合は、当事業所は利用者に対して変更点を文書にて通知します。
- 5 契約書及び重要事項説明書に軽微な変更が生じた場合は、当事業所は利用者に対して変更点を通知しなくて良いものとします。

(利用者からの解除)

第5条 利用者及び代理人は、当事業所に対し、利用終了の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本契約に基づく訪問リハビリテーションの利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び代理人は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス計画作成者、主治医に連絡するものとします。但し利用者が正当な理由なく、訪問リハビリテーション実施時間中に利用終了を申し出た場合については原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

(当事業所からの解除)

第6条 当事業所は、利用者及び代理人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく訪問リハビリテーションの利用を解除・終了することができます。

- (1) 利用者及び代理人が、本契約に定める利用料金を1か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず、指定日以内に支払われない場合
- (2) 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切なサービスの提供を超えると判断された場合
- (3) 利用者が、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、当事業所、当事業所の職員等に対して利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- (4) 天災、災害、事業所設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(契約の終了)

第7条 次の事項のいずれかに該当する場合には、この契約を終了します。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 第5条に基づき利用者から解約の意思表示がなされた場合
- (3) 第6条に基づき当事業所から契約解除の意思表示がなされた場合
- (4) 利用者が介護保険施設等へ入所した場合
- (5) 利用者が医療機関等へ入院し、入院期間が1か月以上または1か月以上になる

見込みがある場合

- (6) 認知症等に伴うリハビリテーションの拒否や体調不良等による中止が1カ月以上続いた場合
- (7) 当事業所の医師よりリハビリテーション終了の指示があった場合
- (8) リハビリテーション計画で定めた目標を達成した場合

(リハビリテーション計画の作成及び変更)

第8条 当事業所は、第1条第3項に基づき、リハビリテーション計画の案を作成し、利用者又は利用者の親族等に説明し、その同意を得ます。

2 当事業所は、リハビリテーション計画の案を作成するため、リハビリテーション会議を開催します。

3 当事業所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1条に規定するリハビリテーションサービスの目的に従い、リハビリテーション計画の変更を行います。

(1) 利用者の心身の状況の変化、環境の変化等により、当該リハビリテーション計画を変更する必要がある場合

(2) 利用者がリハビリテーション計画の変更を希望する場合

4 当事業所は、前項に定めるリハビリテーション計画の変更を行う際には、利用者及び親族等に説明し、その同意を得るものとします。

(リハビリテーションサービスの内容及びその提供)

第9条 当事業所は、前条により作成されたリハビリテーション計画に基づき、利用者に対しリハビリテーションサービスを提供します。リハビリテーションサービスの内容は、当事業所が定める重要事項説明書に記載したとおりです。

2 当事業所は、利用者に対し、前条により利用者のためのリハビリテーション計画が作成されるまでの間は、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるように配慮し、適切なリハビリテーションを提供します。

3 当事業所は、利用者に対してリハビリテーションサービスを提要するごとに、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、利用者が依頼する居宅介護支援事業所が作成する所定の書面に記載し、利用者の確認を受けることとします。

(居宅介護支援事業所等との連携)

第10条 当事業所は、利用者に対してリハビリテーションサービスを提供するにあたり、利用者が依頼する居宅介護支援事業所又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(サービス提供の中止)

第11条 悪天候、自然災害等により、当事業所がリハビリテーションサービスを提供できない状態、又はサービス提供者が被災する恐れがあると事業所が判断した場合、当事業所はリハビリテーションのサービスを中止します。

2 当事業所が、利用者がリハビリテーションを受けられない程の体調不良や怪我、感

染症等があると判断した場合にサービス提供を中止します。

- 3 利用者は、利用者の体調不良又はその他の利用者の諸事情によりサービス提供を一時的に中止することができます。
- 4 利用者が正当な理由なく、事業所に支払うべき利用者負担額を滞納した場合において、当事業所が利用者に対して指定された期日迄に滞納額を支払うように催告したにも関わらず全額の支払がないとき、事業所は全額の支払があるまでサービスの提供を中止します。
- 5 前項の1又は2又は3により、サービス提供を中止した場合は、利用者と当事業所の協議により、他の日程に振替をする等の対応をします。

#### (医療体制)

第12条 当事業所は、リハビリテーションサービスの提供中に利用者が症状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに当院の医師に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

#### (協力義務)

第13条 利用者又は利用者の親族等には、事業所の適切な運営及びリハビリテーションサービス提供のため、次の項目について協力義務が生じます。

- (1) 各種被保険者証、負担軽減に関する証書等がある場合には、速やかに当事業所へ提示する。
- (2) 各種被保険者証、負担軽減に関する証明書等に変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を当事業所へ連絡し提示する
- (3) 予定されていたサービス提供を変更又は取り消す場合には、事前に当事業所へ連絡する。
- (4) 住所、連絡先等が変更になった場合には、速やかに事業所へ連絡する。
- (5) 主治医の定期受診等は欠かさないようにし、健康管理に努める。
- (6) 必要に応じて開催されるリハビリテーション会議等に参加できるよう協力する。

#### (秘密保持及び個人情報保護)

第14条 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者及び代理人に関する個人情報の利用目的を重要事項説明書のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから情報提供を行なうこととします。

- (1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- (2) 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等との連携
- (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
- (5) 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提

供する場合等)

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(身体の拘束等)

第15条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当事業所の管理者がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録に記載することとします。

(記録)

第16条 当事業所は、利用者の訪問看護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。

2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、代理人に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

(緊急時の対応)

第17条 当事業所は、利用者に対し、主治医の判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、訪問リハビリテーションを利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、代理人に対し緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第18条 サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 主治医の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当事業所は利用者の代理人及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(虐待の防止)

第19条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 責任者は事業所管理者とします。

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。(後述の第20条に記載)

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(要望又は苦情等の申出)

第20条 当事業所は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、事業所が提供したリハビリテーションサービスについて利用者、利用者の契約代理人、利用者の親族等から苦情の申立てがある場合、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2 当事業所は、利用者及び利用者の契約代理人、親族等が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

(賠償責任)

第21条 訪問リハビリテーションの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び代理人は、連帯して当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

(合意管轄)

第22条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、千葉地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(利用契約に定めのない事項)

第23条 この契約に定められていない事項は、関係法令に定めるところにより、利用者又は代理人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

(契約の締結)

第24条 契約が締結されたことを確認するため、別紙にて証書を2部作成し、利用者と当事業所は、双方作成された証書を1部ずつ保管する。

(西暦) 年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

利用者との関係 ( \_\_\_\_\_ )

電話 \_\_\_\_\_

事業者 医療法人社団 城東桐和会  
タムス市川リハビリテーション病院  
訪問リハビリテーション

千葉県市川市柏井町4-2 29-4

047-712-1538(訪問リハ直通)